政令

財務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年三月二十五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第三十三号

財務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

別表旭川財務事務所の項中「中川町」を「中川町　雨竜郡のうち幌加内町」に改める。

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

財務大臣　菅　直人

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年三月二十五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第三十四号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十万四千九百六十円」を「十万四千七百三十円」に改め、同項第二号中「五万六千九百三十円」を「五万六千七百九十円」に改め、同項第三号中「五万二千四百八十円」を「五万二千三百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千四百七十円」を「二万八千四百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第七条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付について適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年三月二十五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第三十五号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項第一号中「十万四千九百六十円」を「十万四千七百三十円」に改め、同項第二号中「五万六千九百三十円」を「五万六千七百九十円」に改め、同項第三号中「五万二千四百八十円」を「五万二千三百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千四百七十円」を「二万八千四百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第五条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給原因たる事実が生じた給付について適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

法務大臣　千葉　景子

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

平成十二年から平成二十年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年三月二十五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第三十六号

平成十二年から平成二十年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。